

医事関係訴訟委員会の今後の在り方について

1 今後の委員会の活動

- (1) 本委員会における調査審議を行うにあたり、必要とあればその一環として意見交換会を設け、当該課題にもっとも相応しい委員が小規模の体制で自由闊達に意見交換を行う。(下記3)
- (2) 鑑定人候補者選定事務については、引き続き分科会において、機動性を確保しつつ適切に行う。(下記4)

2 委員構成

- (1) 委員会の将来への継続性の観点から、委員会の年齢構成にも配慮しつつ、委員の補充、任命を行う。今回任命する委員は医師とし、その年齢については60歳前後を目安とする。
- (2) 鑑定人候補者選定事務が軌道に乗ったことから、現行特別委員についてはその役割を終えたものとする。
- (3) 委員長代理職が空席となっているため、現行委員の中から任命する。

3 意見交換会

- (1) 意見交換会では、比較的少人数で、医療訴訟に関する社会的知見や背景事情などについて意見交換を行うことになろう。課題によっては、当然のことながら、近時の医療現場の実情に詳しい専門家などから教示を受けることを妨げず、またオブザーバーとして裁判官、弁護士なども参加し得るものとする。
- (2) 意見交換会で得られた結果は、本委員会に報告し、全員で検討する。

4 鑑定人候補者選定事務

- (1) 鑑定人候補者選定事務を行う分科会委員は、当面、現行医師委員とする。
- (2) 現行3か月に1回の推薦依頼締切日を廃止して随時受け付けることにより、機動性の改善を図る。

以上